

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書	
【提出先】	関東財務局長殿	
【提出日】	2024年4月24日提出	
【計算期間】	第1期(自 2023年3月22日至 2024年1月25日)	
【ファンド名】	A L A M C O E T F バランスマネジメント ファンド 積極型（投資一任専用）	
	A L A M C O E T F バランスマネジメント ファンド やや積極型（投資一任専用）	
	A L A M C O E T F バランスマネジメント ファンド 中立型（投資一任専用）	
	A L A M C O E T F バランスマネジメント ファンド やや安定型（投資一任専用）	
	A L A M C O E T F バランスマネジメント ファンド 安定型（投資一任専用）	
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩	
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号	
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭	
【連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号	
【電話番号】	03-3323-6201	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

世界各国の取引所に上場されている投資信託証券（ETF）\*への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券およびリート（不動産投資信託）等の資産に実質的に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

\* 投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。

当ファンドは、投資者がアイザワ証券株式会社と締結したゴール・ベース・アプローチに関する投資一任契約に基づいて投資される資金を運用するためのファンドです。

###### 商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による当ファンドの商品分類・属性区分は次のとおりです。

#### <各ファンド共通>

##### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( )
追加型投信	海外 内外	資産複合

##### ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 債券 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信))、 資産配分変更型)	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ( ) なし
資産複合 （資産配分固定型 資産配分変更型）				

#### <各分類および区分の定義>

##### 商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信))、資産配分変更型)	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。なお、組み合わせている資産を列挙するものとします。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

(注1) 上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(注3) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ  
(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## 信託金の限度額

各ファンドにつき、2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

## ファンドの特色

### 1 日本を含む世界各国の資産に分散投資を行います。

- 投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券およびリート（不動産投資信託）等の資産に実質的に分散投資を行います。
- 当ファンドは次の8資産に分散投資を行います。  
「国内株式」「先進国株式」「新興国株式」「国内債券」「先進国債券」「新興国債券」「国内リート」「海外リート」

### 2 予想リスクの水準に応じた資産配分を行います。

- 投資する投資信託証券は、各資産のそれぞれについて、投資対象ファンド（投資信託証券）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。また、投資対象ファンド（投資信託証券）は追加または削除を行う場合があります。
- 各資産への投資配分比率は、ポートフォリオの予想リスク水準等を勘案して行われるアイザワ証券株式会社からの助言に基づき決定します。なお、投資配分比率は定期的に見直しを行います。

予想リスクの水準	ETFバランスファンド				
	積極型	やや積極型	中立型	やや安定型	安定型
	14~18%	12~14%	10~12%	8~10%	6~8%

※予想リスクの水準は変更になる場合があります。

※株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク（価格変動）が大きくなる傾向があります。

### 3 組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### （2）【ファンドの沿革】

2023年3月22日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

#### （3）【ファンドの仕組み】

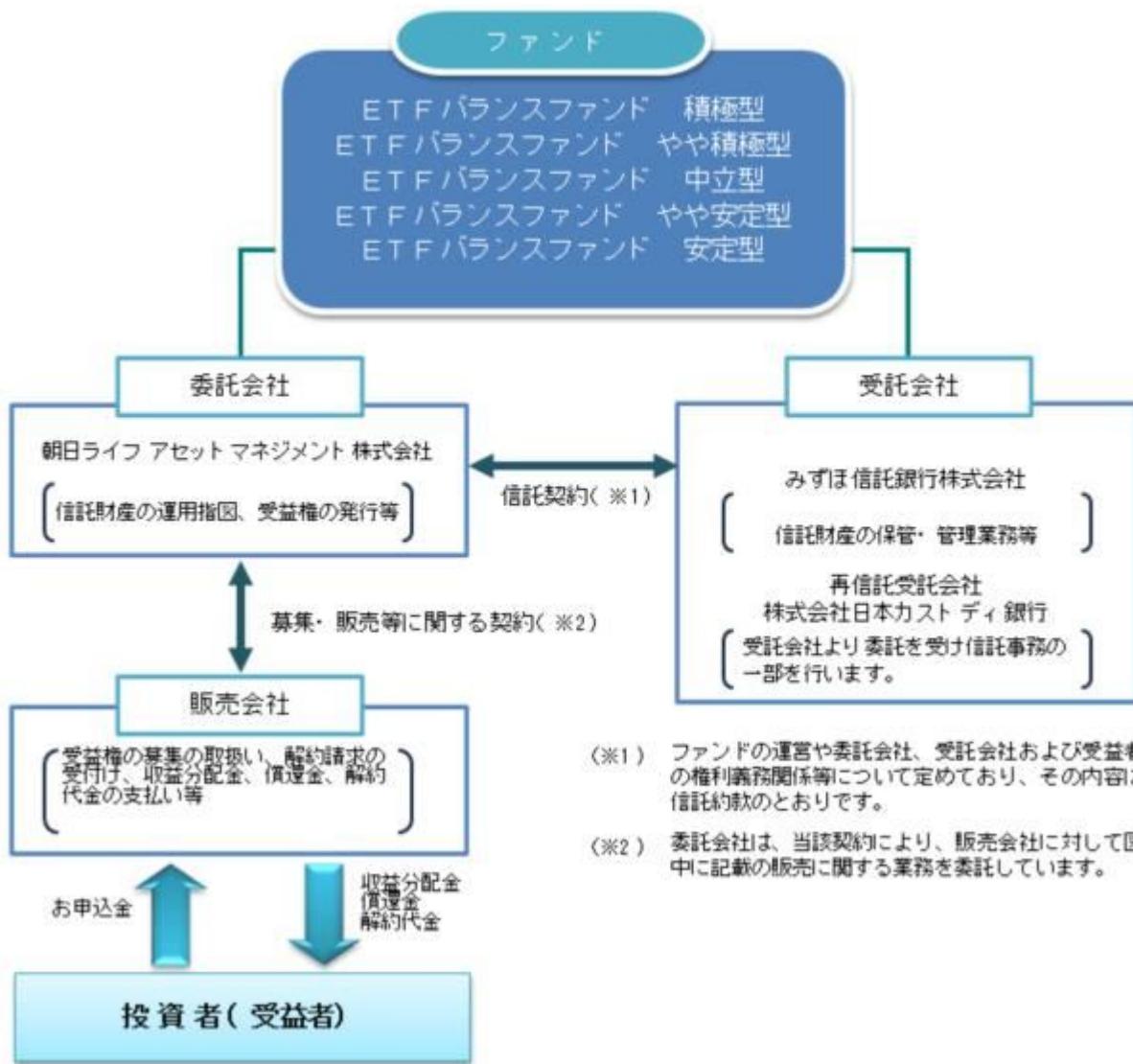
ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

ファンドが組入対象とする投資対象ファンド（投資信託証券）は、追加・変更される場合があります。



### ファンドの仕組み及び関係法人



### 委託会社の概況

#### 1) 資本金の額 (2024年1月末現在)

30億円

#### 2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

#### 3) 大株主の状況 (2024年1月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

主として、世界各国の取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて、株式、債券およびリート等の資産（以下、各資産といいます。）に実質的に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。  
投資する投資信託証券は、各資産のそれぞれについて、別に定める投資信託証券の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。また、別に定める投資信託証券は追加または削除を行う場合があります。  
各資産への投資配分比率は、ポートフォリオの予想リスク水準等を勘案して行われるアイザワ証券株式会社からの助言に基づき決定します。なお、投資配分比率は定期的に見直しを行います。  
投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。  
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### （2）【投資対象】

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

- ・すべての投資対象資産および投資対象ファンドに投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは見直しを行うことがあります。

以下の内容は、本書作成時現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後記載内容が変更になることがあります。

(2024年1月末現在)

カテゴリー 通貨	ファンド名称	運用会社
<b>国内株式</b>		
1 日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
2 日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
3 日本円	MAXIS トピックス上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
4 日本円	iFreeETF TOPIX (年1回決算型)	大和アセットマネジメント株式会社
<b>先進国株式</b>		
5 日本円	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
6 日本円	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
7 日本円	iシェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
8 日本円	上場インデックスファンド 海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	日興アセットマネジメント株式会社
9 米ドル	iShares Core S&P 500 ETF	ブラックロック
<b>新興国株式</b>		
10 日本円	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社
11 米ドル	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	ブラックロック
12 日本円	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
<b>国内債券</b>		
13 日本円	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
14 日本円	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
<b>先進国債券</b>		
15 日本円	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
16 日本円	上場インデックスファンド海外債券 (FTSE WGBI) 毎月分配型	日興アセットマネジメント株式会社
<b>新興国債券</b>		
17 日本円	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社
18 米ドル	iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	ブラックロック
<b>国内リート</b>		
19 日本円	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
20 日本円	iシェアーズ・コア Jリート ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社
21 日本円	iFreeETF 東証REIT指数	大和アセットマネジメント株式会社
22 日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
<b>海外リート</b>		
23 日本円	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社
24 日本円	iシェアーズ 米国リート ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a . 有価証券
  - b . 約束手形
  - c . 金銭債権
- 2 ) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a . 為替手形

委託会社は、信託金を主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 ) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 ) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 3 ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの。
- 4 ) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

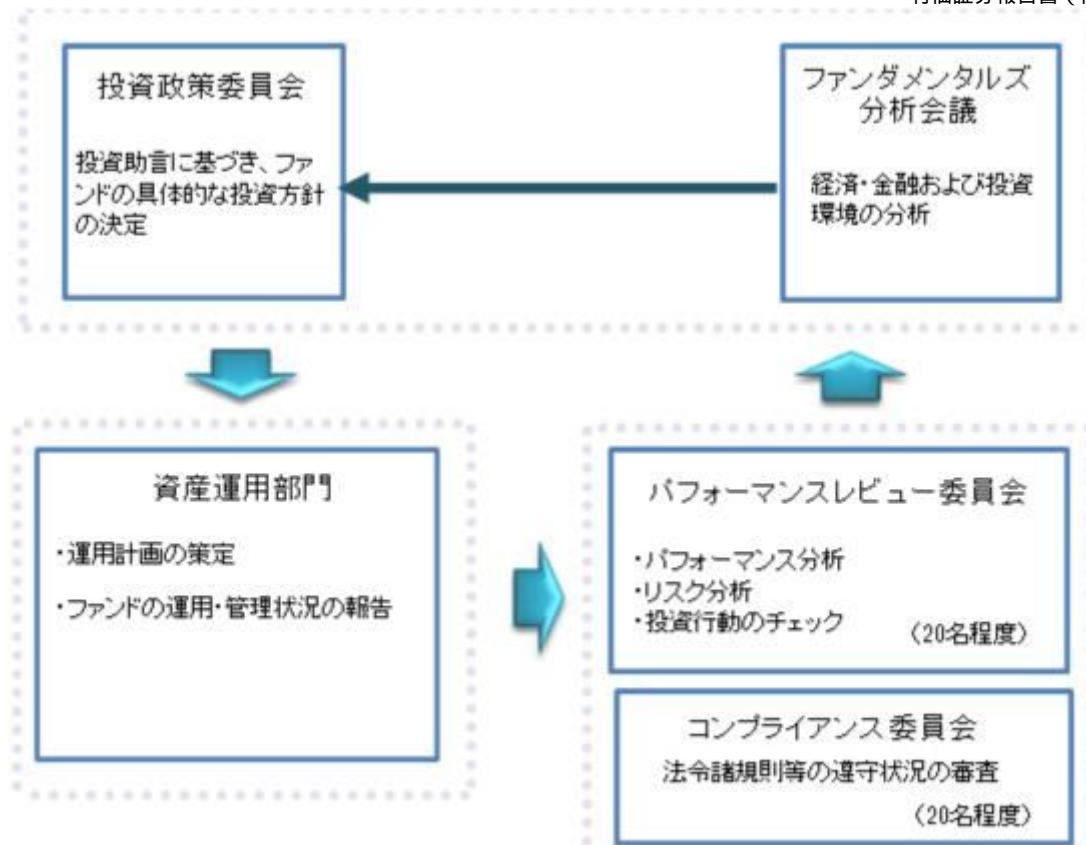
なお、2)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 ) 預金
- 2 ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3 ) コール・ローン
- 4 ) 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて投資政策委員会では、投資助言に基づき、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

資産運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく投資信託証券の投資比率の決定・調整を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部の名称等は変更される場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1 ) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2 ) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3 ) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

## 1 ) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

## 2 ) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ( 5 ) 【投資制限】

### 信託約款に定める投資制限

- 1 ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>
- 2 ) 株式への直接投資は行いません。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>
- 3 ) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)への投資割合には、制限を設けません。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>  
ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。<信託約款第20条>
- 4 ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。<信託約款第19条第1項、第4項>  
上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。<同条第2項>  
信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。<同条第3項>
- 5 ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。<信託約款第21条>
- 6 ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。<信託約款第27条第1項>  
上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。<同条第2項>
  - 1 一部解約に伴う支払資金の手当にあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - 3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。<同条第3項>  
再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。<同条第4項>  
借入金の利息は、信託財産中から支弁します。<同条第5項>
- 7 ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、

一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。<信託約款「運用の基本方針」2.(3)>

#### 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### リスクに関する留意点

1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるど、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### ファンドの主なリスク

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

##### 1) 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。ファンドは、投資信託証券への投資を通じてわが国及び海外の株式・債券・リート(不動産投資信託)等、さまざまな資産クラスの金融商品に投資を行いますが、投資比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合、ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

##### 2) 価格変動リスク

ファンドは、主としてわが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券等を組入れることにより運用を行います。投資信託証券の価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の影響を受けます。

##### 株価変動リスク

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

##### リート(不動産投資信託)の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

### 3 ) 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 4 ) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

### 5 ) 信用リスク

ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資を行います。債券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

### 6 ) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

### 7 ) 流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### 8 ) 繰上償還リスク

ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

### 9 ) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

## リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

### 1 ) パフォーマンス評価とリスク管理

- a . パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b . 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c . 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d . 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク

管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

## 2) 運用にかかるコンプライアンスチェック

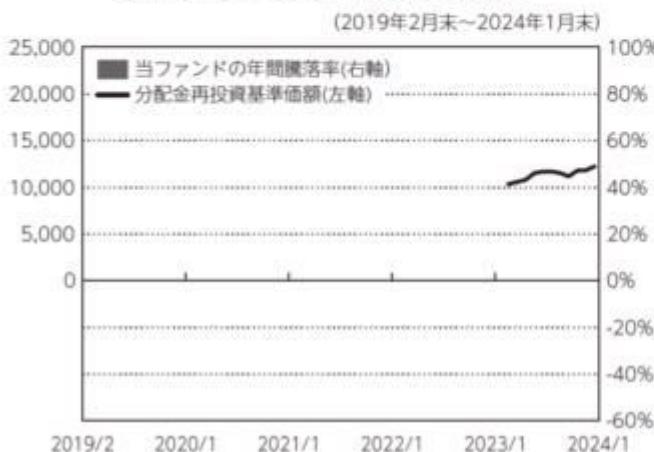
- a . 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b . 投資信託証券等の資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部門が担当し、そのチェック状況についてはコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c . コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d . コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e . コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

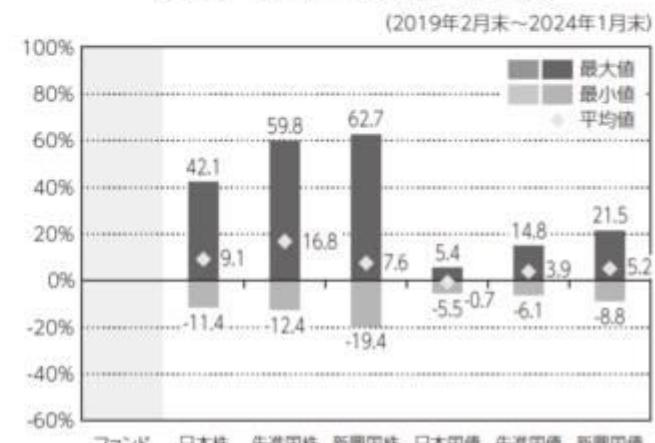
## 〔参考情報〕

### ETFバランスファンド 積極型

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ・年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- ・分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- ・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

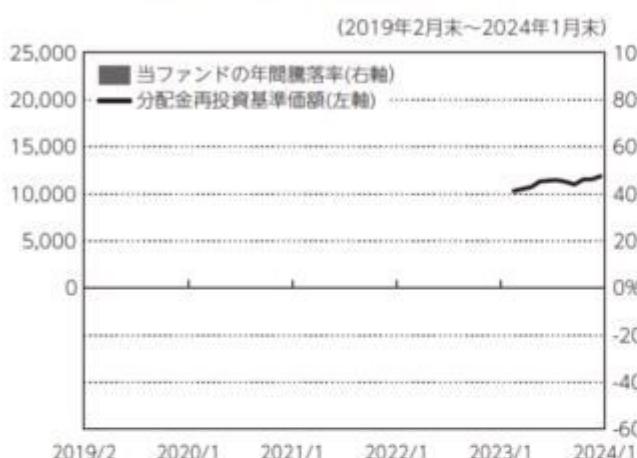
- 日本株 ..... 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 ... MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 ... MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 ... NOMURA-BPI国債
- 先進国債 ... FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 ... JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

[参考情報]

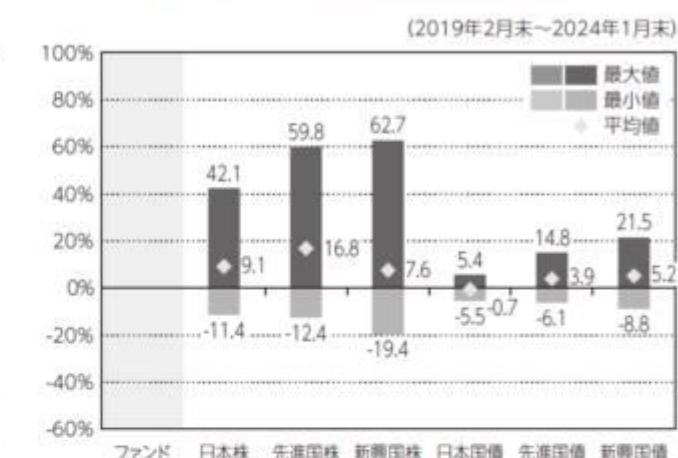
## ETFバランスファンド やや積極型

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

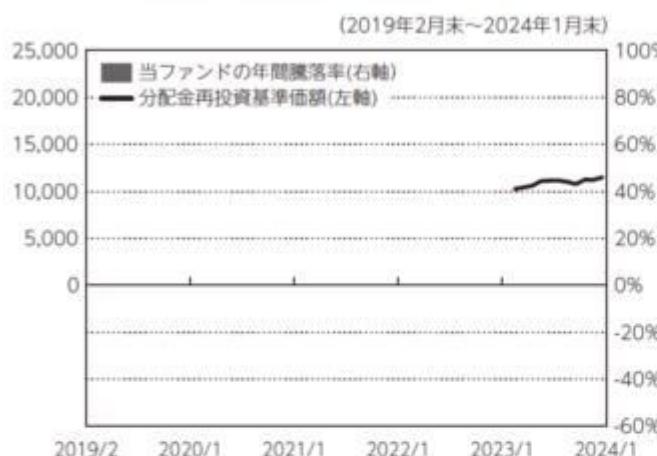
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

## 〔参考情報〕

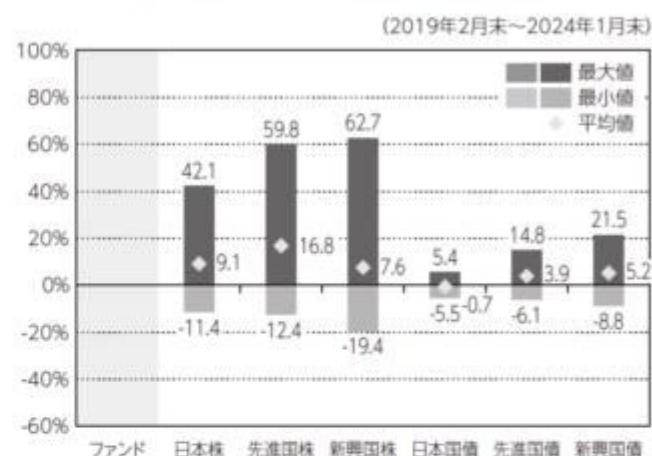
# ETFバランスファンド 中立型

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、運用期間が1年末満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年末満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

## 〔参考情報〕

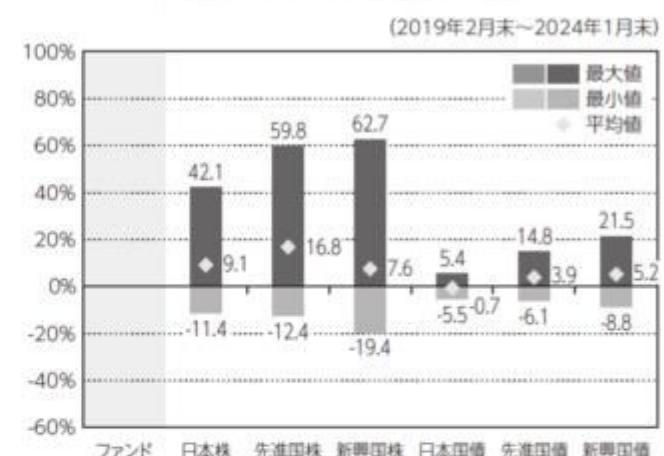
# ETFバランスファンド やや安定型

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ・年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- ・分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- ・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

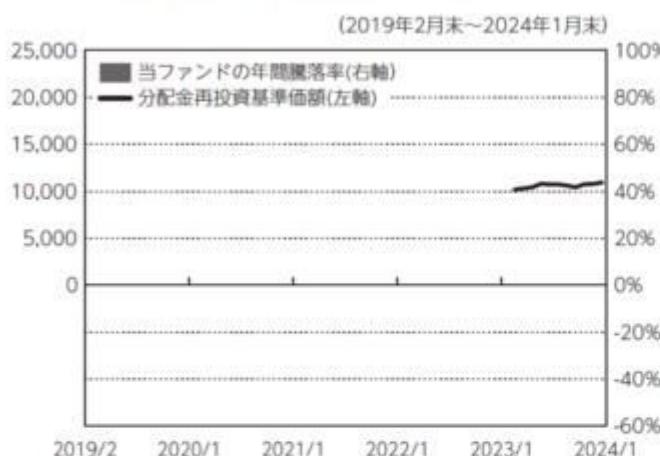
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

## ETFバランスファンド 安定型

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、運用期間が1年未満であるため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

ありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はありません。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬は、日々の純資産総額に対し年率1.452%（税抜1.320%）の率を乗じた額とします。

ファンドの信託財産は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。

信託報酬等の配分は次のとおりです。（年率）

信託報酬率	1.452%（税抜1.320%）
委託会社	0.275%（税抜0.250%）
投資一任会社（アイザワ証券株式会社）	1.034%（税抜0.940%）
販売会社	0.110%（税抜0.100%）
受託会社	0.033%（税抜0.030%）

ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用\*

ETFバランスファンド 積極型	0.18%程度(税込)
ETFバランスファンド やや積極型	0.17%程度(税込)
ETFバランスファンド 中立型	0.16%程度(税込)
ETFバランスファンド やや安定型	0.15%程度(税込)
ETFバランスファンド 安定型	0.13%程度(税込)
実質的な負担	
ETFバランスファンド 積極型	<b>1.632%程度(税込)</b>
ETFバランスファンド やや積極型	<b>1.622%程度(税込)</b>
ETFバランスファンド 中立型	<b>1.612%程度(税込)</b>
ETFバランスファンド やや安定型	<b>1.602%程度(税込)</b>
ETFバランスファンド 安定型	<b>1.582%程度(税込)</b>

\* ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用は、各投資信託証券への投資比率が変動することや組み入れる投資信託証券が変更される場合があるため、概算値として表示しております。

#### 信託報酬の対価とする役務の主な内容は次のとおりです。

委託会社	信託財産の運用の対価、運用報告書等の作成の対価
投資一任会社（注1）	投資一任契約資産の運用、アフターフォローサービス、管理事務等、投資者が投資一任会社と締結する投資一任契約に関連する業務の対価（注2）
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（注1）委託会社を通じて支払われます。

（注2）投資一任契約の媒介をアイザワ証券株式会社以外の者が行う場合は、媒介業務、及び投資一任契約のアフターフォローサービス業務の対価として投資一任会社が受ける報酬から支払われます。

#### （4）【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額はありません。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.011%（税抜0.01%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

##### 個別元本について

1 ) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

2 ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど

当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

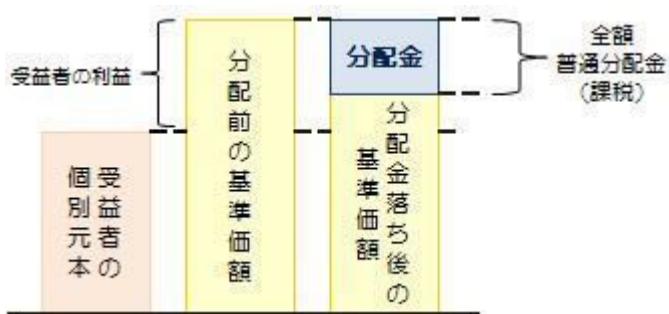
3) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)とがあります。

##### 1) 普通分配金

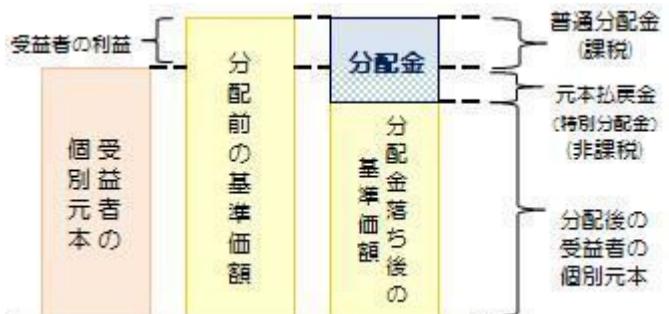
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

##### 2) 元本払戻金(特別分配金)

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

#### 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1) 個人の受益者に対する課税

###### a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税 (配当控除の適用はありません。) または申告分離課税を選択することもできます。

###### b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額<sup>注</sup>および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注:解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

###### c. 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場

株式等の配当等や特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2024年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの経费率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年3月22日～2024年1月25日)における当ファンドの経费率(年率換算)は以下の通りです。

	経费率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他の比率
ETFバランスファンド 積極型	1.65%	1.45%	0.20%
ETFバランスファンド やや積極型	1.64%	1.45%	0.19%
ETFバランスファンド 中立型	1.63%	1.45%	0.18%
ETFバランスファンド やや安定型	1.62%	1.45%	0.17%
ETFバランスファンド 安定型	1.60%	1.45%	0.15%

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※投資先ファンドにかかる運用管理費用は、②その他の比率に含まれています。なお、運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれていません。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

2024年1月31日現在の状況を記載しています。  
投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （1）【投資状況】

#### ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	356,236,743	98.02
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		7,208,917	1.98
合計(純資産総額)		363,445,660	100.00

#### ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	747,400,379	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		15,163,809	1.99
合計(純資産総額)		762,564,188	100.00

#### ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	669,116,327	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		13,597,558	1.99
合計(純資産総額)		682,713,885	100.00

#### ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	312,847,938	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		6,356,987	1.99
合計(純資産総額)		319,204,925	100.00

#### ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	185,217,299	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		3,752,878	1.99
合計(純資産総額)		188,970,177	100.00

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）

##### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)

1	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信	19,220	4,872	93,640,993	4,921	94,581,620	26.02
2	日本	投資信託受益証券	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	32,587	2,619	85,377,288	2,642	86,094,854	23.69
3	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	47,620	1,798	85,641,697	1,793.5	85,406,470	23.50
4	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	528	48,664	25,694,656	48,690	25,708,320	7.07
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債(除く日本)	23,930	1,068	25,569,205	1,072.5	25,664,925	7.06
6	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	8,590	1,858	15,965,319	1,859.5	15,973,105	4.39
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	11,940	1,287	15,366,780	1,304	15,569,760	4.28
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動	7,790	927	7,226,980	929.1	7,237,689	1.99

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.02
合計	98.02

ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型(投資一任専用)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信	31,230	4,872	152,152,560	4,921	153,682,830	20.15
2	日本	投資信託受益証券	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	54,466	2,619	142,699,830	2,642	143,899,172	18.87
3	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	63,830	1,798	114,790,844	1,793.5	114,479,105	15.01
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債(除く日本)	96,390	1,068	102,993,411	1,072.5	103,378,275	13.56
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	1,856	48,661	90,315,136	48,690	90,368,640	11.85
6	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	40,470	1,858	75,216,327	1,859.5	75,253,965	9.87
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	28,700	1,287	36,940,033	1,304	37,424,800	4.91
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動	31,120	927	28,871,087	929.1	28,913,592	3.79

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

ALAMCO ETFバランスファンド 中立型(投資一任専用)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動	123,230	927	114,323,165	929.1	114,492,993	16.77

2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債(除く日本・	100,960	1,068	107,882,693	1,072.5	108,279,600	15.86
3	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	20,510	4,872	99,935,003	4,921	100,929,710	14.78
4	日本	投資信託受益証券	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	36,277	2,619	95,044,467	2,642	95,843,834	14.04
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	1,635	48,663	79,565,442	48,690	79,608,150	11.66
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)	41,560	1,798	74,743,192	1,793.5	74,537,860	10.92
7	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	35,160	1,858	65,349,232	1,859.5	65,380,020	9.58
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	23,040	1,287	29,655,843	1,304	30,044,160	4.40

#### □.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

### ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型(投資一任専用)

#### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動	100,490	927	93,226,397	929.1	93,365,259	29.25
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債(除く日本・	41,910	1,068	44,783,010	1,072.5	44,948,475	14.08
3	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	7,640	4,872	37,223,684	4,921	37,596,440	11.78
4	日本	投資信託受益証券	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	14,147	2,619	37,064,715	2,642	37,376,374	11.71
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	713	48,664	34,697,843	48,690	34,715,970	10.88
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)	15,330	1,798	27,569,708	1,793.5	27,494,355	8.61
7	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	14,750	1,858	27,414,565	1,859.5	27,427,625	8.59
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	7,610	1,287	9,795,350	1,304	9,923,440	3.11

#### □.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

### ALAMCO ETFバランスファンド 安定型(投資一任専用)

#### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動	75,190	927	69,753,834	929.1	69,859,029	36.97
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債(除く日本・	45,720	1,068	48,851,820	1,072.5	49,034,700	25.95

3	日本	投資信託受益証券	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	7,580	2,619	19,859,330	2,642	20,026,360	10.60
4	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)	7,810	1,798	14,046,285	1,793.5	14,007,235	7.41
5	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	2,830	4,872	13,787,760	4,921	13,926,430	7.37
6	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	5,590	1,858	10,389,153	1,859.5	10,394,605	5.50
7	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	86	48,660	4,184,760	48,690	4,187,340	2.22
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数	2,900	1,287	3,732,300	1,304	3,781,600	2.00

□.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

【投資不動産物件】

ALAMCO ETFバランスファンド 積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド 中立型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド 安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ALAMCO ETFバランスファンド 積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド 中立型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETFバランスファンド 安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	359,753,410	359,753,410	12,163	12,163
2023年 3月末日	103,364,279		10,336	
4月末日	112,616,679		10,559	
5月末日	114,028,183		10,788	
6月末日	120,485,398		11,502	
7月末日	121,065,279		11,660	
8月末日	123,421,620		11,683	
9月末日	157,805,595		11,506	
10月末日	198,672,425		11,159	
11月末日	222,256,905		11,777	
12月末日	325,368,275		11,807	
2024年 1月末日	363,445,660		12,219	

ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	751,922,737	751,922,737	11,819	11,819
2023年 3月末日	102,938,066		10,294	
4月末日	105,112,542		10,511	
5月末日	108,099,844		10,706	
6月末日	115,280,039		11,309	
7月末日	116,250,847		11,403	
8月末日	152,197,942		11,447	
9月末日	174,784,422		11,270	
10月末日	180,198,375		10,984	
11月末日	459,921,622		11,511	
12月末日	620,668,776		11,530	
2024年 1月末日	762,564,188		11,869	

ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	659,963,539	659,963,539	11,423	11,423
2023年 3月末日	102,429,278		10,243	
4月末日	104,261,927		10,416	
5月末日	105,960,022		10,584	
6月末日	111,027,284		11,088	

7月末日	111,453,652		11,128	
8月末日	119,432,755		11,140	
9月末日	132,873,176		10,989	
10月末日	179,566,031		10,757	
11月末日	256,156,368		11,217	
12月末日	488,884,067		11,214	
2024年 1月末日	682,713,885		11,465	

ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型(投資一任専用)

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	314,312,770	314,312,770	11,161	11,161
2023年 3月末日	101,999,353		10,200	
4月末日	103,377,456		10,338	
5月末日	104,890,268		10,488	
6月末日	109,147,102		10,915	
7月末日	109,097,003		10,910	
8月末日	110,591,701		10,909	
9月末日	109,275,731		10,779	
10月末日	107,133,835		10,568	
11月末日	166,660,839		10,966	
12月末日	263,913,750		10,997	
2024年 1月末日	319,204,925		11,197	

ALAMCO ETFバランスファンド 安定型(投資一任専用)

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	188,408,309	188,408,309	10,881	10,881
2023年 3月末日	101,623,416		10,162	
4月末日	102,790,095		10,279	
5月末日	104,075,765		10,408	
6月末日	107,668,536		10,767	
7月末日	107,190,487		10,719	
8月末日	107,166,018		10,716	
9月末日	115,947,109		10,594	
10月末日	113,537,796		10,408	
11月末日	131,042,321		10,736	
12月末日	163,523,493		10,749	
2024年 1月末日	188,970,177		10,913	

【分配の推移】

ALAMCO ETFバランスファンド 積極型(投資一任専用)

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0

**ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）**

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0

**ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）**

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0

**ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）**

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0

**ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）**

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0

**【收益率の推移】**

**ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）**

期	計算期間	收益率（%）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	21.6

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

**ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）**

期	計算期間	收益率（%）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	18.2

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

**ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）**

期	計算期間	收益率（%）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	14.2

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

**ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）**

期	計算期間	收益率（%）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	11.6

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

A L A M C O E T F バランスマネジメント 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	8.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

A L A M C O E T F バランスマネジメント 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	299,681,008	3,894,215

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスマネジメント やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	641,818,392	5,601,014

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスマネジメント 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	580,192,592	2,457,216

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスマネジメント やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	281,632,239	27,796

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスマネジメント 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	175,132,703	1,972,765

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

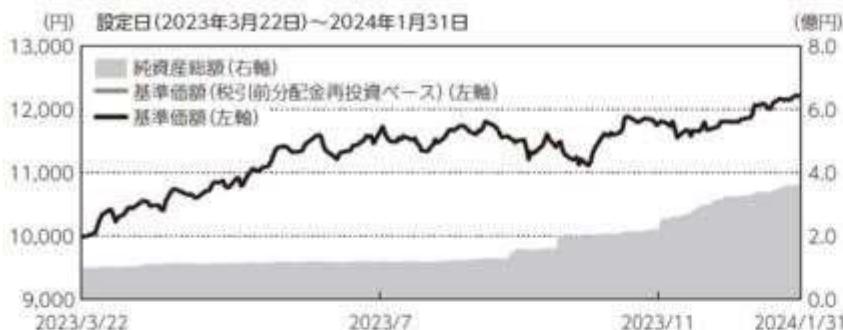
# 運用実績

(2024年1月31日現在)

## ETFバランスファンド 積極型

### ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 12,219円 純資産総額 3.63億円



\*基準価額は信託報酬控除後です。

\*分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
設定来累計	0円

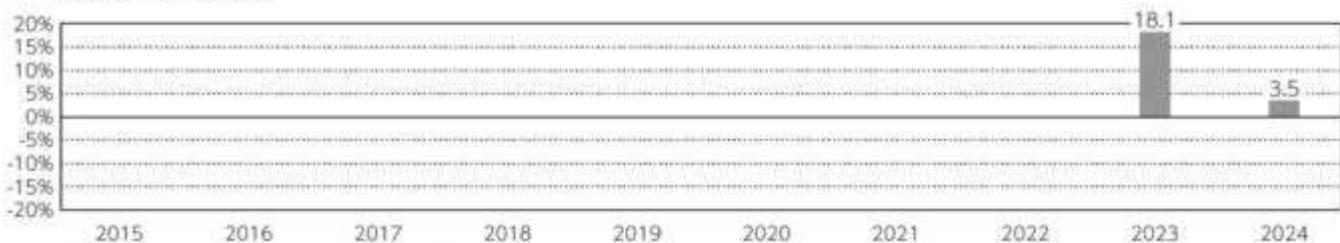
\*分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

### ■ 主要な資産の状況

率当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	26.0%
2	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	23.7%
3	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	23.5%
4	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	7.1%
5	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	7.1%
6	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	4.4%
7	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	4.3%
8	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	2.0%

### ■ 年間收益率の推移



\*年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

\*2023年は設定日(3月22日)から12月29日まで、2024年は1月31日までの收益率を表示しています。

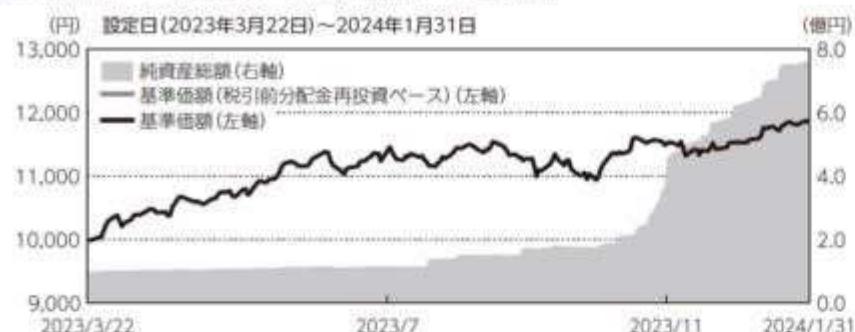
\*ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

# ETFバランスファンド やや積極型

## ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,869円 純資産総額 7.62億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## ■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
設定来累計	0円

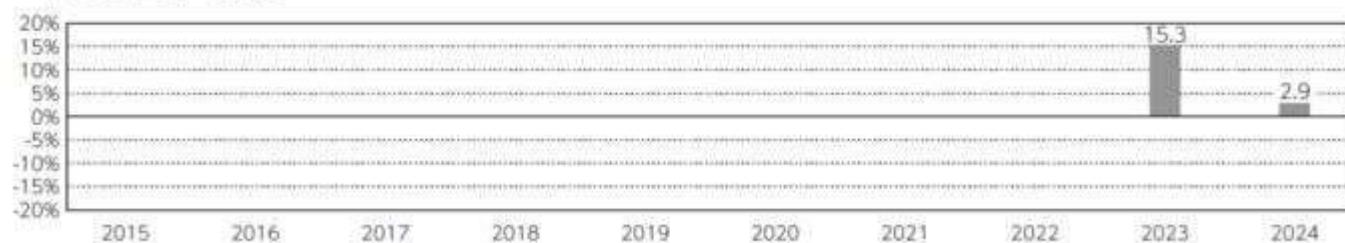
※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

## ■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	20.2%
2	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	18.9%
3	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	15.0%
4	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	13.6%
5	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	11.9%
6	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	9.9%
7	海外リート	日本	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	4.9%
8	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	3.8%

## ■ 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から12月29日まで、2024年は1月31日までの收益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

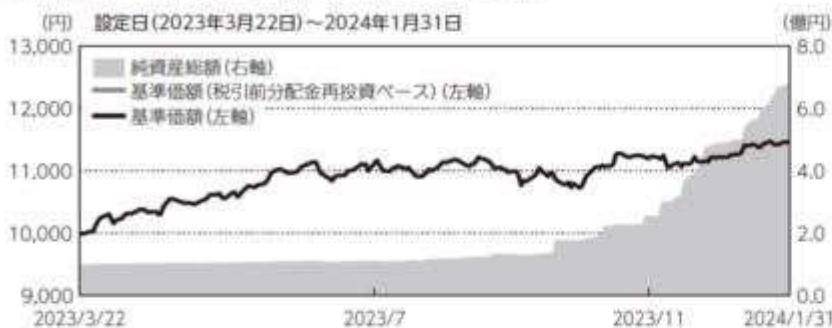
# 運用実績

(2024年1月31日現在)

## ETFバランスファンド 中立型

### ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,465円 純資産総額 6.82億円



\*基準価額は信託報酬控除後です。

\*分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
設定来累計	0円

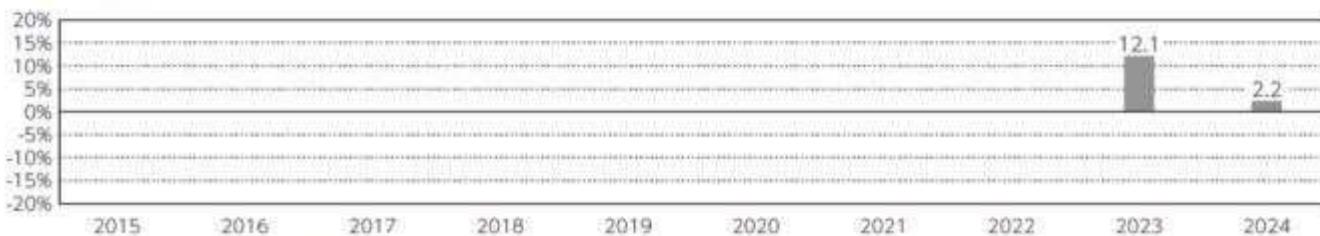
\*分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

### ■ 主要な資産の状況

\*当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	16.8%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	15.9%
3	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	14.8%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	14.0%
5	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	11.7%
6	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	10.9%
7	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	9.6%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	4.4%

### ■ 年間收益率の推移



\*年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

\*2023年は設定日(3月22日)から12月29日まで、2024年は1月31日までの收益率を表示しています。

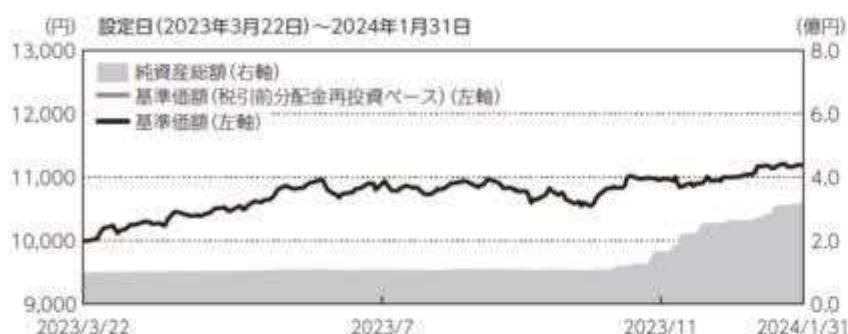
\*ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

# ETFバランスファンド やや安定型

## ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,197円 純資産総額 3.19億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## ■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
設定来累計	0円

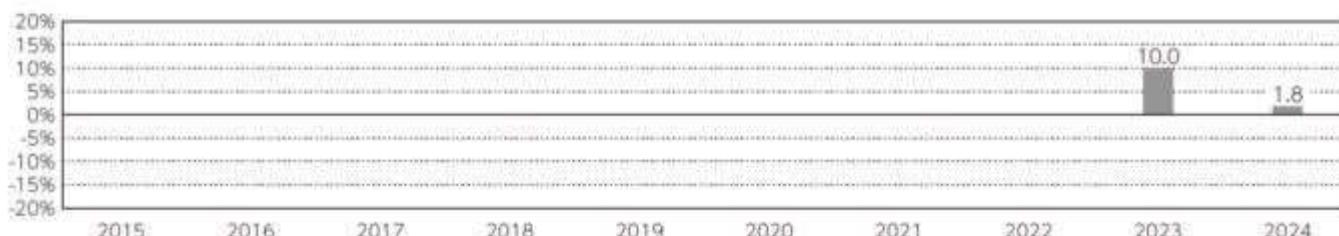
※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

## ■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	29.2%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	14.1%
3	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	11.8%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX-ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	11.7%
5	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	10.9%
6	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式(MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	8.6%
7	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	8.6%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	3.1%

## ■ 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から12月29日まで、2024年は1月31日までの收益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

# 運用実績

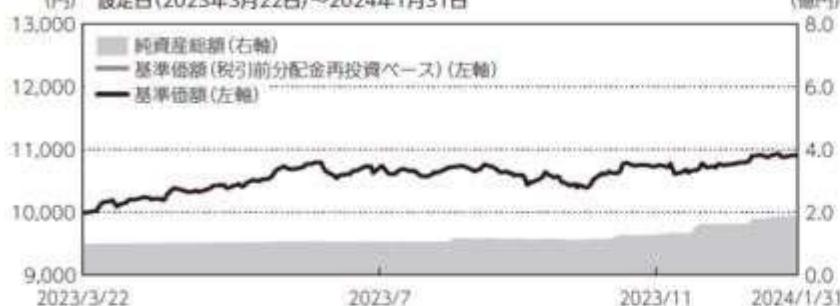
(2024年1月31日現在)

## ETFバランスファンド 安定型

### ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 10,913円 純資産総額 1.88億円

(円) 設定日(2023年3月22日)～2024年1月31日



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
設定来累計	0円

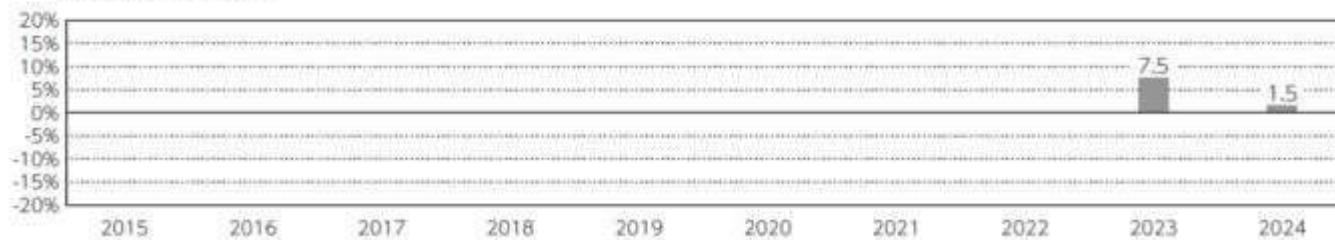
※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

### ■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	37.0%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	25.9%
3	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	10.6%
4	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式(MSCI エマージング)	日興アセットマネジメント株式会社	7.4%
5	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三三菱UFJアセットマネジメント株式会社	7.4%
6	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	5.5%
7	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	日興アセットマネジメント株式会社	2.2%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	2.0%

### ■ 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から12月29日まで、2024年は1月31日までの收益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時<sup>注</sup>までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、下記に該当する場合には、取得申込みの受け付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

申込日当日または申込日の翌営業日が以下に該当する日

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日・ロンドンの銀行の休業日

なお、投資対象ファンド（投資信託証券）の変更等により今後変更となる場合があります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款<sup>注</sup>」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約<sup>注</sup>を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することができます。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。取得申込みの受け付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行なった取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとして取り扱います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### <解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時<sup>注</sup>までと

し、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、下記に該当する場合には、当該解約請求の受け付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

申込日当日または申込日の翌営業日が以下に該当する日

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日・ロンドンの銀行の休業日

なお、投資対象ファンド（投資信託証券）の変更等により今後変更となる場合があります。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。信託財産留保額はありません。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

投資信託証券	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しています。
--------	--

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

## 基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104 ( 営業日の9:00~17:00 )

## ( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

## ( 3 ) 【信託期間】

信託期間は無期限です。

「( 5 )その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

## ( 4 ) 【計算期間】

原則として、1月26日から翌年1月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年1月25日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## ( 5 ) 【その他】

### 信託の終了(償還)

- 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、2)から4)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- 6 ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7 ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等4)」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8 ) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- 1 ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1)から7)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2 ) 委託会社は、1)の事項(1)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、1)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3 ) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4 ) 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5 ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6 ) 2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7 ) 1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8 ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1)から7)までの規定にしたがいます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成および交付

- 1 ) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期末および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
- 2 ) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3 ) 2)の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

#### 信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することができます。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

##### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

##### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

##### 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

##### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2023年3月22日から2024年1月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

【 A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

		第1期 (2024年 1月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	8,791,112	
投資信託受益証券	352,592,687	
未収配当金	2,097,162	
流動資産合計	363,480,961	
<b>資産合計</b>		<b>363,480,961</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	2,515,848	
未払受託者報酬	27,333	
未払委託者報酬	1,175,278	
未払利息	26	
その他未払費用	9,066	
流動負債合計	3,727,551	
<b>負債合計</b>		<b>3,727,551</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	295,786,793	
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	63,966,617	
（分配準備積立金）	31,540,812	
元本等合計	359,753,410	
<b>純資産合計</b>		<b>359,753,410</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>363,480,961</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期	
自	2023年 3月22日
至	2024年 1月25日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	4,076,567
有価証券売買等損益	29,939,786
<b>営業収益合計</b>	<b>34,016,353</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	5,484
受託者報酬	46,564
委託者報酬	2,002,205
その他費用	24,296
<b>営業費用合計</b>	<b>2,078,549</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>31,937,804</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>31,937,804</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>31,937,804</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	396,992
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	32,514,805
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	32,514,805
剩余金減少額又は欠損金増加額	89,000
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	89,000
<b>分配金</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>63,966,617</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年3月22日のため第1期計算期間は2023年3月22日から2024年1月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年1月25日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	199,681,008円
期中一部解約元本額	3,894,215円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	295,786,793口
3. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	12,163円 (1.2163円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2023年3月22日 至 2024年1月25日
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 3,814,883円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 27,725,929円 収益調整金額 32,425,805円 分配準備積立金額 円 当ファンドの分配対象収益額 63,966,617円 当ファンドの期末残存口数 295,786,793口 1万口当たり収益分配対象額 2,162円 1万口当たり分配金額 円 収益分配金金額 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2023年3月22日 至 2024年1月25日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 商品説明書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況(市場リスク、信用リスク、流動性リスク等)は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	第1期 (2024年1月25日現在)

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## (1) 投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## (2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第1期(自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	28,577,279
合計	28,577,279

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期  
自 2023年 3月22日  
至 2024年 1月25日

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 1) 株式 (2024年 1月25日現在)

該当事項はありません。

## 2) 株式以外の有価証券 (2024年 1月25日現在)

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	I シェアーズ・コア T O P I X E T F	32,307	84,644,340	
		M A X I S 海外株式 (M S C I コクサイ) 上場投信	19,240	93,737,280	
		上場インデックスファンド新興国債券	520	25,303,200	
		M A X I S J リート上場投信	8,490	15,778,665	
		上場インデックスファンド海外新興国株式 (M S C I エマージング)	47,310	85,087,035	
		N E X T F U N D S 国内債券・N O M U R A - B P I 総合連動型上場投信	7,660	7,106,182	
		N E X T F U N D S 外国債券・F T S E 世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	23,930	25,569,205	
		N E X T F U N D S 外国R E I T・S & P 先進国R E I T指數(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	11,940	15,366,780	
		日本円 小計 銘柄数：8 組入時価比率：98.0%	151,397	352,592,687 100.0%	
合計				352,592,687	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【 A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 1月25日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	13,469,089
投資信託受益証券	740,264,559
未収配当金	3,143,484
流動資産合計	756,877,132
<b>資産合計</b>	<b>756,877,132</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	3,050,722
未払受託者報酬	42,942
未払委託者報酬	1,846,420
未払利息	40
その他未払費用	14,271
流動負債合計	4,954,395
<b>負債合計</b>	<b>4,954,395</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	636,217,378
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	115,705,359
（分配準備積立金）	35,356,075
元本等合計	751,922,737
<b>純資産合計</b>	<b>751,922,737</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>756,877,132</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期	
自	2023年 3月22日
至	2024年 1月25日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	5,992,812
有価証券売買等損益	32,457,157
<b>営業収益合計</b>	<b>38,449,969</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	9,946
受託者報酬	62,244
委託者報酬	2,676,296
その他費用	30,811
<b>営業費用合計</b>	<b>2,779,297</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>35,670,672</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>35,670,672</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>35,670,672</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	314,597
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	80,875,239
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	80,875,239
剩余金減少額又は欠損金増加額	525,955
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	525,955
<b>分配金</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>115,705,359</b>

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年3月22日のため第1期計算期間は2023年3月22日から2024年1月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年 1月25日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	100,000,000円
期首元本額	541,818,392円
期中追加設定元本額	5,601,014円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	636,217,378口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	11,819円 (1.1819円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 5,535,017円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 29,821,058円 収益調整金額 80,349,284円 分配準備積立金額 円 当ファンドの分配対象収益額 115,705,359円 当ファンドの期末残存口数 636,217,378口 1万口当たり収益分配対象額 1,818円 1万口当たり分配金額 円 収益分配金金額 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 商品説明書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	第1期 (2024年 1月25日現在)

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## (1) 投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## (2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第1期(自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	31,973,358
合計	31,973,358

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期  
自 2023年 3月22日  
至 2024年 1月25日

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 1) 株式 (2024年 1月25日現在)

該当事項はありません。

## 2) 株式以外の有価証券 (2024年 1月25日現在)

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	I シェアーズ・コア T O P I X E T F	53,926	141,286,120	
		M A X I S 海外株式 (M S C I コクサイ) 上場投信	31,470	153,321,840	
		上場インデックスファンド新興国債券	1,848	89,923,680	
		M A X I S J リート上場投信	40,170	74,655,945	
		上場インデックスファンド海外新興国株式 (M S C I エマージング)	63,030	113,359,455	
		N E X T F U N D S 国内債券・N O M U R A - B P I 総合連動型上場投信	30,420	28,220,634	
		N E X T F U N D S 外国債券・F T S E 世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	96,250	102,843,125	
		N E X T F U N D S 外国R E I T・S & P 先進国R E I T指數(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	28,480	36,653,760	
		日本円 小計 銘柄数：8 組入時価比率：98.4%	345,594	740,264,559 100.0%	
合計				740,264,559	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



【 A L A M C O E T F バランスマネジメント ファンド 中立型（投資一任専用）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期  
(2024年 1月25日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,588,858
投資信託受益証券	654,742,540
未収配当金	1,951,914
流動資産合計	691,283,312
資産合計	691,283,312
負債の部	
流動負債	
未払金	29,832,556
未払受託者報酬	33,544
未払委託者報酬	1,442,424
未払利息	103
その他未払費用	11,146
流動負債合計	31,319,773
負債合計	31,319,773
純資産の部	
元本等	
元本	577,735,376
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	82,228,163
（分配準備積立金）	25,209,444
元本等合計	659,963,539
純資産合計	659,963,539
負債純資産合計	691,283,312

（2）【損益及び剩余金計算書】

（単位：円）

第1期	
自	2023年 3月22日
至	2024年 1月25日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	3,865,184
有価証券売買等損益	23,805,477
<b>営業収益合計</b>	<b>27,670,661</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	8,102
受託者報酬	51,648
委託者報酬	2,220,819
その他費用	26,471
<b>営業費用合計</b>	<b>2,307,040</b>
<b>営業利益又は営業損失（）</b>	<b>25,363,621</b>
<b>経常利益又は経常損失（）</b>	<b>25,363,621</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（）</b>	<b>25,363,621</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	154,177
期首剩余金又は期首次損金（）	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	57,167,387
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	57,167,387
剩余金減少額又は欠損金増加額	148,668
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	148,668
<b>分配金</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金（）</b>	<b>82,228,163</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年3月22日のため第1期計算期間は2023年3月22日から2024年1月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年 1月25日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	480,192,592円
期中一部解約元本額	2,457,216円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	577,735,376口
3. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	11,423円 (1.1423円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日
分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	3,531,386円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	21,678,058円
収益調整金額	57,018,719円
分配準備積立金額	円
当ファンドの分配対象収益額	82,228,163円
当ファンドの期末残存口数	577,735,376口
1万口当たり収益分配対象額	1,423円
1万口当たり分配金額	円
収益分配金金額	円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第1期 自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 商品説明書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2024年 1月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期(自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	23,377,926
合計	23,377,926

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期  
自 2023年 3月22日  
至 2024年 1月25日

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1) 株式（2024年 1月25日現在）

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券（2024年 1月25日現在）

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	I シェアーズ・コア T O P I X E T F	35,490	92,983,800	
		M A X I S 海外株式 (M S C I コクサイ) 上場投信	20,260	98,706,720	
		上場インデックスファンド新興国債券	1,606	78,147,960	
		M A X I S J リート上場投信	34,510	64,136,835	
		上場インデックスファンド海外新興国株式 (M S C I エマージング)	40,450	72,749,325	
		N E X T F U N D S 国内債券・N O M U R A - B P I 総合連動型上場投信	121,000	112,251,700	
		N E X T F U N D S 外国債券・F T S E 世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	99,600	106,422,600	
		N E X T F U N D S 外国R E I T・S & P 先進国R E I T指數(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	22,800	29,343,600	
		日本円 小計 銘柄数：8 組入時価比率：99.2%	375,716	654,742,540 100.0%	
合計				654,742,540	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



【 A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 1月25日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	8,282,906
投資信託受益証券	308,049,123
未収配当金	824,084
流動資産合計	317,156,113
<b>資産合計</b>	<b>317,156,113</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	1,959,847
未払受託者報酬	19,934
未払委託者報酬	856,932
未払利息	24
その他未払費用	6,606
流動負債合計	2,843,343
<b>負債合計</b>	<b>2,843,343</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	281,604,443
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,708,327
（分配準備積立金）	14,762,570
元本等合計	314,312,770
<b>純資産合計</b>	<b>314,312,770</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>317,156,113</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期	
自	2023年 3月22日
至	2024年 1月25日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	2,216,740
有価証券売買等損益	14,224,479
<b>営業収益合計</b>	<b>16,441,219</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	4,625
受託者報酬	37,536
委託者報酬	1,613,683
その他費用	21,419
<b>営業費用合計</b>	<b>1,677,263</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>14,763,956</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>14,763,956</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>14,763,956</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,386
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	17,946,755
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	17,946,755
剩余金減少額又は欠損金増加額	998
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	998
<b>分配金</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>32,708,327</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年3月22日のため第1期計算期間は2023年3月22日から2024年1月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年1月25日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	181,632,239円
期中一部解約元本額	27,796円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	281,604,443口
3. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	11,161円 (1.1161円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2023年3月22日 至 2024年1月25日
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 1,986,930円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 12,775,640円 収益調整金額 17,945,757円 分配準備積立金額 円 当ファンドの分配対象収益額 32,708,327円 当ファンドの期末残存口数 281,604,443口 1万口当たり収益分配対象額 1,161円 1万口当たり分配金額 円 収益分配金額 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2023年3月22日 至 2024年1月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 商品説明書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2024年1月25日現在)
-----------------------

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

第1期(自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	13,425,263
合計	13,425,263

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1) 株式(2024年 1月25日現在)

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券(2024年 1月25日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	I シェアーズ・コア TOPIX ETF	13,837	36,252,940	
		MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	7,640	37,222,080	
		上場インデックスファンド新興国債券	701	34,110,660	
		MAXIS Jリート上場投信	14,540	27,022,590	
		上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)	15,190	27,319,215	
		NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	99,290	92,111,333	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	41,490	44,332,065	
		NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	7,520	9,678,240	
		銘柄数:8 組入時価比率:98.0%	200,208	308,049,123 100.0%	
		合計		308,049,123	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【 A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期  
(2024年 1月25日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,101,652
投資信託受益証券	184,644,679
未収配当金	350,170
流動資産合計	189,096,501
資産合計	189,096,501
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	15,522
未払委託者報酬	667,523
未払利息	12
その他未払費用	5,135
流動負債合計	688,192
負債合計	688,192
純資産の部	
元本等	
元本	173,159,938
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（）	15,248,371
（分配準備積立金）	9,824,537
元本等合計	188,408,309
純資産合計	188,408,309
負債純資産合計	189,096,501

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期	
自	2023年 3月22日
至	2024年 1月25日
<b>営業収益</b>	
受取配当金	1,434,432
有価証券売買等損益	9,979,930
<b>営業収益合計</b>	<b>11,414,362</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	3,746
受託者報酬	33,084
委託者報酬	1,422,578
その他費用	19,426
<b>営業費用合計</b>	<b>1,478,834</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>9,935,528</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>9,935,528</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>9,935,528</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	110,991
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	5,447,289
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	5,447,289
剩余金減少額又は欠損金増加額	23,455
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	23,455
<b>分配金</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>15,248,371</b>

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、当ファンドは設定日が2023年3月22日のため第1期計算期間は2023年3月22日から2024年1月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2024年1月25日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	75,132,703円
期中一部解約元本額	1,972,765円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	173,159,938口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	10,881円 (1.0881円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2023年3月22日 至 2024年1月25日
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 1,238,087円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 8,586,450円 収益調整金額 5,423,834円 分配準備積立金額 円 当ファンドの分配対象収益額 15,248,371円 当ファンドの期末残存口数 173,159,938口 1万口当たり収益分配対象額 880円 1万口当たり分配金額 円 収益分配金金額 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第1期 自 2023年3月22日 至 2024年1月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 商品説明書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2024年1月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## (1) 投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## (2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第1期(自 2023年 3月22日 至 2024年 1月25日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,945,439
合計	8,945,439

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期  
自 2023年 3月22日  
至 2024年 1月25日

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 1) 株式(2024年 1月25日現在)

該当事項はありません。

## 2) 株式以外の有価証券(2024年 1月25日現在)

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	I シェアーズ・コア T O P I X E T F	7,510	19,676,200	
		M A X I S 海外株式 (M S C I コクサイ) 上場投信	2,870	13,982,640	
		上場インデックスファンド新興国債券	86	4,184,760	
		M A X I S J リート上場投信	5,530	10,277,505	
		上場インデックスファンド海外新興国株式 (M S C I エマージング)	7,890	14,190,165	
		N E X T F U N D S 国内債券・N O M U R A - B P I 総合連動型上場投信	75,070	69,642,439	
		N E X T F U N D S 外国債券・F T S E 世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	45,820	48,958,670	
		N E X T F U N D S 外国R E I T・S & P 先進国R E I T指數(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	2,900	3,732,300	
		日本円 小計 銘柄数：8 組入時価比率：98.0%	147,676	184,644,679 100.0%	
合計				184,644,679	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### A L A M C O E T F バランスマネジメント バランスマネジメント

2024年1月31日

資産総額	364,086,749円
負債総額	641,089円
純資産総額（ - ）	363,445,660円
発行済口数	297,447,627口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2219円
(1万口当たり純資産額)	(12,219円)

#### A L A M C O E T F バランスマネジメント バランスマネジメント

2024年1月31日

資産総額	764,327,343円
負債総額	1,763,155円
純資産総額（ - ）	762,564,188円
発行済口数	642,477,068口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1869円
(1万口当たり純資産額)	(11,869円)

#### A L A M C O E T F バランスマネジメント バランスマネジメント

2024年1月31日

資産総額	687,077,604円
負債総額	4,363,719円
純資産総額（ - ）	682,713,885円
発行済口数	595,480,281口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1465円
(1万口当たり純資産額)	(11,465円)

#### A L A M C O E T F バランスマネジメント バランスマネジメント

2024年1月31日

資産総額	319,531,104円
負債総額	326,179円
純資産総額（ - ）	319,204,925円
発行済口数	285,091,791口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1197円
(1万口当たり純資産額)	(11,197円)

#### A L A M C O E T F バランスマネジメント バランスマネジメント

2024年1月31日

資産総額	189,421,587円
負債総額	451,410円

純資産総額（ - ）	188,970,177円
発行済口数	173,159,938口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0913円
(1万口当たり純資産額)	(10,913円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### 1. 名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

##### 2. 受益者に対する特典

ありません。

##### 3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

##### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### 7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### 資本金の額等（2024年1月末現在）

- 1) 資本金：3,000百万円
- 2) 発行可能株式総数：64,000株
- 3) 発行済株式総数：32,000株
- 4) 最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

###### ・投資運用の意思決定機構

1) ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別(株式および債券)運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

2) 運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

3) パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注) 委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2024年1月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	14	27,275
追加型株式投資信託	88	527,150
合計	102	554,425

#### 3【委託会社等の経理状況】

##### 1. 財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,949,031		3,739,128
前払費用	2		79,227		99,400
未収委託者報酬			411,309		321,234
未収運用受託報酬	2		503,145		406,745
未収還付法人税等			-		52,781
未収収益			0		0
その他			1,713		1,879
流動資産計			4,944,427		4,621,169
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	6,101		6,142	
器具備品	1	20,012	26,113	12,707	18,849
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		12,261	15,037	24,907	27,683
投資その他の資産					
投資有価証券		17,236		12,377	
関係会社株式		38,156		38,000	
長期差入保証金		34,836		33,442	
繰延税金資産		71,873	162,103	63,199	147,018
固定資産計			203,254		193,551
資産合計			5,147,681		4,814,721

（単位：千円）

期別		第37期 (2022年3月31日)		第38期 (2023年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			20,128		17,557
未払金					

未払手数料	2	114,561	140,715 501,514 79,135 64,465 157,434 963,394 963,394	86,457	104,932 433,474 14,006 21,289 159,245 750,505 750,505
その他未払金				18,474	
未払費用	2				433,474
未払法人税等					14,006
未払消費税等					21,289
賞与引当金					159,245
流動負債計					750,505
<b>負債合計</b>					750,505
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金				524,000	524,000
資本準備金		524,000			
利益剰余金			226,000		226,000
利益準備金				657,916	539,892
その他利益剰余金			431,916	313,892	
繰越利益剰余金					322
株主資本合計				4,181,916	4,063,892
評価・換算差額等				2,371	
その他有価証券評価差額金				2,371	322
評価・換算差額等合計				4,184,287	
<b>純資産合計</b>					4,064,215
<b>負債・純資産合計</b>				5,147,681	4,814,721

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

期別		第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日 )		第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日 )	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,433,631		3,374,779	
運用受託報酬		1,750,668	5,184,300	1,590,287	4,965,066
営業費用	1				
支払手数料			892,270		913,947
広告宣伝費			17,272		20,511
公告費			200		200
調査費					
調査費		585,515		618,749	
委託調査費		1,962,203		1,902,006	
図書費		1,154	2,548,872	973	2,521,730
営業雑経費					
通信費		3,236		2,663	
印刷費		18,630		21,603	
協会費		4,957		5,233	
諸会費		3,087		3,241	
その他営業雑経費		284	30,196	131	32,873
営業費用計	1		3,488,811		3,489,262
一般管理費					
給料					
役員報酬		86,424		82,820	
給料・手当		725,874		734,606	
賞与		27,470		10,325	
交際費					
寄付金			839,769		827,752
			1,081		2,192
			14,814		4,070

旅費交通費			2,025		11,143
租税公課			37,113		33,429
不動産賃借料			101,156		96,378
退職給付費用			45,809		53,027
福利厚生費			134,525		132,199
賞与引当金繰入			136,209		137,568
固定資産減価償却費			15,603		14,436
諸経費			115,846		133,434
一般管理費計			1,443,956		1,445,633
営業利益			251,532		30,170
営業外収益		1			
受取配当金			38,430		53,733
受取利息			3		3
受取賃借料			14,482		11,402
雑収入			2,570		2,202
営業外収益計			55,488		67,342
営業外費用					
雑損失			0		0
営業外費用計			0		0
経常利益			307,021		97,512
特別利益					
投資有価証券売却益			989		1,851
特別利益計			989		1,851
特別損失		2			
固定資産除却損			69		12
投資有価証券売却損			2		-
関係会社株式評価損			134		-
特別損失計			206		12
税引前当期純利益			307,804		99,352
法人税、住民税及び事業税			95,332		7,796
法人税等調整額			7,024	88,308	9,578
当期純利益			219,496		81,976

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金											
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	352,419	578,419	4,102,419	1,270	1,270	4,103,690				
当期変動額														
剰余金の配当					140,000	140,000	140,000			140,000				
当期純利益					219,496	219,496	219,496			219,496				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								1,100	1,100	1,100				
当期変動額合計					79,496	79,496	79,496	1,100	1,100	80,597				
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287				

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等	
	資本剰余金	利益剰余金		

資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
				繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371 4,184,287
当期変動額									
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000		200,000
当期純利益					81,976	81,976	81,976		81,976
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								2,048	2,048 2,048
当期変動額合計					118,023	118,023	118,023	2,048	2,048 120,071
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322 4,064,215

## 注記事項

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。  (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。  (2) 運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。  (3) 成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 会計方針の変更

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用	
当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を適用しております。	
また、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。	
これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。	
なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。	

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

(単位:千円)

項目	第37期 (2022年3月31日)	第38期 (2023年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	41,946	42,766
器具備品	131,450	140,161
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,347	4,346
長期差入保証金	39,651	39,651
未払金	-	4,434
未払費用	8,614	8,164

### (損益計算書関係)

(単位:千円)

項目	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	173,460	178,477
一般管理費	199,197	208,086
受取配当金	38,250	53,550
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	69	12

### (株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	140,000,000	4,375	2021年3月31日	2021年6月29日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日

2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日
----------------------	------	-------------	-------	-------	------------	------------

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

### 2. 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

#### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	利益剰余金	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

### （金融商品関係）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

##### （2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

##### （3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めています。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

投資有価証券	17,236	17,236	-
その他有価証券			

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	12,377	12,377	-
その他有価証券			

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2022年3月31日	2023年3月31日
非上場株式	38,156	38,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の当事業年度の貸借対照表計上額は17,236千円です。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	12,377	-	12,377
合計	-	12,377	-	12,377

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

### （有価証券関係）

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,656千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

## 2. その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

第37期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,841	12,732	3,891
	小計	8,841	12,732	3,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,977	4,503	473
	小計	4,977	4,503	473
合計		13,818	17,236	3,418

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,857	9,038	1,180
	小計	7,857	9,038	1,180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,054	3,339	714
	小計	4,054	3,339	714
合計		11,911	12,377	465

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,955	989	2
合計	5,955	989	2

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,830	1,851	-
合計	3,830	1,851	-

### （デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していませんので、該当事項はありません。

### （退職給付関係）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
確定拠出掛金等	45,809	53,027

### （税効果会計関係）

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第37期	第38期
--	------	------

	( 2022年3月31日 )	( 2023年3月31日 )
繰延税金資産		
未払事業税	5,877	2,462
未払事業所税	1,044	1,035
賞与引当金	48,247	44,118
未払役員報酬	393	385
未払法定福利費	7,501	6,958
未払寄付金	688	654
未払確定拠出掛金	1,159	1,143
未返還投資顧問料	1,197	1,133
未払監査費用	4,582	5,447
未払特別法人事業税	1,618	-
未払調査費	396	-
関係会社株式評価損	3,730	-
敷金	3,018	3,185
税務上の繰延資産	212	-
小計	79,669	66,527
評価性引当額	6,749	3,185
繰延税金資産合計	72,920	63,341
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,046	142
繰延税金負債合計	1,046	142
繰延税金資産の純額	71,873	63,199

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

( 単位 : % )

	第37期 ( 2022年3月31日 )	第38期 ( 2023年3月31日 )
法定実効税率	30.62	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	1.09	3.99
永久に益金に算入されない項目	3.81	15.84
住民税均等割	0.74	2.30
評価性引当額の増減	0.07	3.59
その他	0.04	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.68	17.50

## 3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、当事業年度より、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

### （持分法損益等）

( 単位 : 千円 )

	第37期 ( 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日 )	第38期 ( 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日 )
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	179,112	183,024
持分法を適用した場合の投資利益の金額	55,138	57,461

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

## 1.当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

## 2.当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

## 3.当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
期首残高	17,946	17,401
増減額（　は減少）	545	545
期末残高	17,401	16,855

(収益認識に関する注記)

### 1.収益を分解した情報

(単位：千円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	3,433,631	3,374,779
運用受託報酬	1,633,478	1,590,287
成功報酬	117,189	-
合計	5,184,300	4,965,066

2.収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

### 1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

### 2.地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	576,970

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いてあります。

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	549,454

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いてあります。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	91,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約 に基づく資産 運用受託、役 員の兼任	運用受託報酬	46,414	未収運用 受託報酬	4,347

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
							運用受託報酬	46,085	未収運用 受託報酬	4,346

親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約 に基づく資産 運用受託、役 員の兼任	出向者人件費 の支払、賃借 料・共益費支 払他	208,086	前払費用	6,106
									未払金	4,434

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般的な顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般的な販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

朝日生命保険相互会社(相互会社であるため上場しておりません)

### (1株当たり情報)

(単位:円)

項目	第37期	第38期
	(自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	130,758.98	127,006.74
1株当たり当期純利益	6,859.25	2,561.77

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期	第38期
	(自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	219,496千円	81,976千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

科目	注記 番号	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日)	
		内訳	金額
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			3,745,503
未収委託者報酬			320,100
未収運用受託報酬			446,697
その他			116,064
流動資産計			4,628,365
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	5,778	
器具備品	1	11,191	16,970

無形固定資産		2,776	
電話加入権		24,958	
ソフトウェア			
投資その他の資産			
投資有価証券		406	
関係会社株式		38,000	
長期差入保証金		32,935	
繰延税金資産		63,945	
固定資産計			
資産合計			
		179,993	
		4,808,358	

(単位:千円)

		第39期中間会計期間末 (2023年9月30日)	
科目	注記番号	内訳	金額
(負債の部)			
流動負債			
預り金			41,778
未払金			
未払手数料		84,959	
その他未払金		88,019	172,979
未払費用			
未払法人税等			325,964
賞与引当金			33,715
その他			80,508
流動負債計			40,863
負債合計			695,810
(純資産の部)			695,810
株主資本			
資本金			3,000,000
資本剰余金			
資本準備金		524,000	524,000
利益剰余金			
利益準備金		226,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		362,542	588,542
株主資本合計			4,112,542
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			4
評価・換算差額等合計			4
純資産合計			4,112,547
負債・純資産合計			4,808,358

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	
科目	注記番号	金額	
営業収益			
委託者報酬			1,806,506
運用受託報酬			761,786

営業収益計			2,568,293
営業費用			1,779,429
一般管理費	1		690,492
営業利益			98,370
営業外収益	2		67,093
営業外費用			16
経常利益			165,447
特別利益			1,458
特別損失			1,915
税引前中間純利益			164,990
法人税、住民税及び事業税			36,947
法人税等調整額			606
中間純利益			128,650

### (3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322 4,064,215	
当中間期変動額										
剩余金の配当					80,000	80,000	80,000		80,000	
中間純利益					128,650	128,650	128,650		128,650	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								318	318 318	
当中間期変動額合計	-	-	-	-	48,650	48,650	48,650	318	318 48,331	
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	362,542	588,542	4,112,542	4	4 4,112,547	

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの : 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 ( 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定 ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。  (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。  (2) 運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

	(3) 成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

(単位:千円)

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	43,129
器具備品	143,214
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### (中間損益計算書関係)

(単位:千円)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1 減価償却実施額	
有形固定資産	3,415
無形固定資産	3,104
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	55,179
受取賃借料	5,150

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
合計	32,000	-	-	32,000

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	406	406	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	38,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第39期中間会計期間末（2023年9月30日）

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-		406	-
合計	-		406	-
				406

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第39期中間会計期間末（2023年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	300	307	7
	小計	300	307	7
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	100	99	0
	小計	100	99	0
合計		400	406	6

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

(単位:千円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	159,600
持分法を適用した場合の投資利益の金額	31,655

(資産除去債務関係)

第39期中間会計期間末(2023年9月30日)

資産除去債務の変動の内容及び当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

当期首残高	16,855千円
増減額(は減少)	272千円
当中間会計期間末残高	16,583千円

(注)当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1.収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

(単位:千円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
委託者報酬	1,806,506
運用受託報酬	761,786
成功報酬	-
合計	2,568,293

2.収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、中間損益計算書に記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	293,817

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

### 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

### 〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

### 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

(単位：円)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
1株当たり純資産額	128,517.11
1株当たり中間純利益金額	4,020.31

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)
中間純利益(千円)	128,650
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	128,650
普通株式の期中平均株式数(株)	32,000

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### 定款の変更等

- 1 ) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2 ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3 ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。

##### 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

### 第2 【その他の関係法人の概況】

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

<受託会社>

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（2023年9月末現在）

247,369百万円

##### 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857	同上

(注) 資本金の額は、2023年9月末現在を記載しています。

2 【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

<受託会社>

該当事項はありません。

<販売会社>

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2023年12月20日	有価証券届出書の訂正届出書
2023年12月20日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2023年3月22日から2024年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2024年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているか、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2023年3月22日から2024年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2024年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているか、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2023年3月22日から2024年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2024年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているか、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2023年3月22日から2024年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2024年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているか、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2023年3月22日から2024年1月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2024年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているか、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認められる。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。